

管内 チェンソーによる切創事故報告

- ・事故発生日時 令和 3年 4月20日（火） 1時40分頃
- ・維持修繕名 2021年度 東海北陸自動車道 管内維持修繕業務
- ・事故発生場所 東海環状自動車道 内回り 58.3KP切土のり面
- ・事故概要 夜間通行止規制内の第一切土のり面で伐採作業中、伐採した木をパッカー車に積込むため、小型電気式チェンソーで小切りしていたところ、チェンソーがキックバックし、左手人差し指に接触し切傷した。
※受傷者は耐切創手袋（耐切創レベル5）着用していた。

管内 チェンソーによる切創事故報告

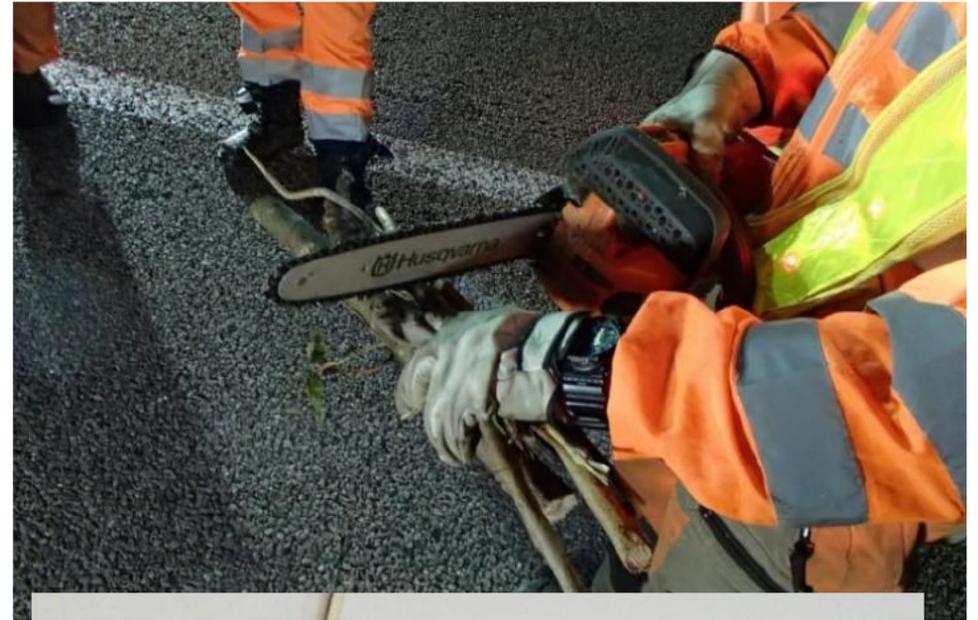


管内 チェンソーによる切創事故報告

夜間通行止め内にて
第一切土全面伐採作業中



枝条を小切りしていたところ、チェンソーがキックバックし、
左手人差し指に接触し切傷した。



使用していたチェンソー



耐切創手袋着用(レベル5)していたが受傷した

原因と対策

原因

【人的要因】

- ・チェーンソーのキックバックに対する危機感の欠如。
- ・チェーンソーを使用しての伐採作業が2年と経験が浅かった。
- ・玉切・細断するための伐採木の安定が悪かった為、伐採する枝を掴み固定させ片手作業をしていた。

【物的要因】

- ・伐採木が折り重なった状態で掴み、安易にチェーンソーの歯を入れた。
- ・切創防止手袋を着用していたが、チェーンソー作業手袋ではなかった。

【管理的要因】

- ・伐採作業手順書の記載には、保護具の確認との記載はあったが、詳細なチェーンソー作業手袋を使用するとの明記は無かった。
- ・伐採作業手順書には、チェーンソーを両手で保持する等取扱に関する記載はなかった。
- ・他事業所の事故事例からの対策を水平展開出来ていなかった。

対 策

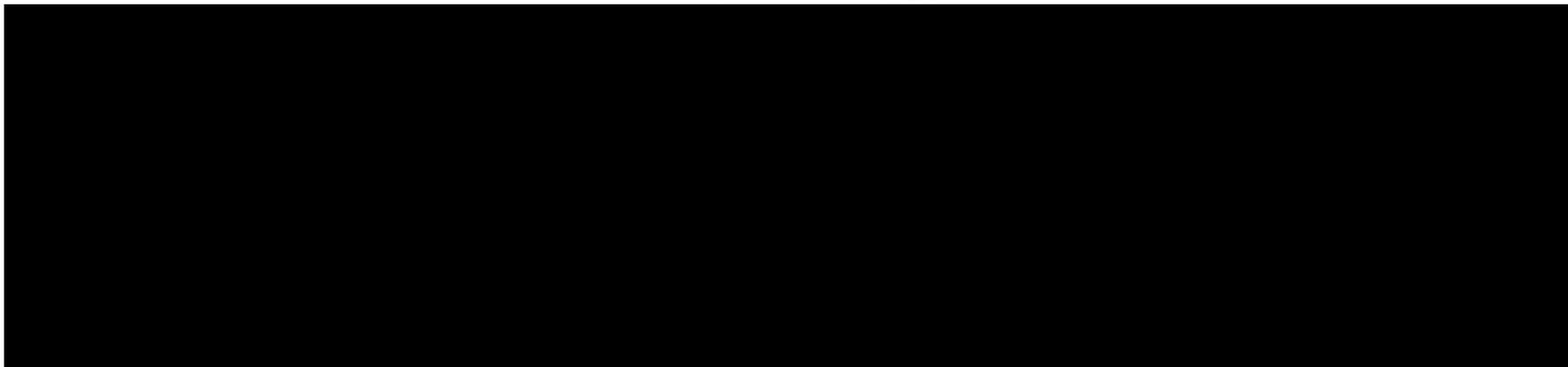
【人的要因】

- ・チェーンソーの基本的な取り扱い方を遵守して作業を行う。
- ・作業責任者が確認した上で、チェーンソーを両手で保持する作業が不可能な場合は、チェーンソーを使わずのこぎり等を使用する。
- ・現場では職長、作業員がチェーンソーを両手で扱っていることをお互いに確認する。

【物的要因】

- ・伐倒した枝木の玉切り・細断は折り重なった状態の安全を確認する。
- ・植栽作業で使用する刃が付いた機械・道具を扱う場合には、切創防止手袋、チェーンソー作業手袋の使用。
- ・チェーンソーに片手作業禁止のステッカーを貼り付ける。

4/20 8:30 緊急安全大会



対 策

【管理的要因】

- ・手順書の説明及び使用機械の取扱訓練を実施する。
- ・使用機械については、今回事故を起こした小型のチェーンソーの取扱実施訓練を行う。
- ・作業手順書にチェーンソー作業手袋等の使用を明記する。
- ・各項目を手順書に記載する。
- ・他事業所の事故事例からの対策を水平展開出来ているか、作業手順書の確認を毎週開催する所内会議で行う。
- ・所長、副所長を始め現場巡視、安全パトロールの際に両手でチェーンソーを使用しているか確認する。
- ・安全会議や安全協議会で定期的に、チェーンソーの取扱に関する説明を行う。

4/20 8:30小集団活動

